

鳥建技第 220 号
令和 6 年 11 月 25 日

帽子取第 2 事業所をご利用の皆様へ

公益財団法人鳥取県建設技術センター 代表理事
(公印省略)

帽子取第 2 事業所へ搬入するダンプカーの通行マナーについて (依頼)

当センターの建設発生土受入事業につきましては、平素、格別のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、このことについて、令和 6 年 4 月 16 日付鳥建技第 20 号で依頼しているところですが、再度、近隣の事業所から下記のとおり依頼がありました。

つきましては、建設発生土搬入にあたっては、法令遵守と正しい交通マナーの実践を徹底していただくようよろしくお願いいたします。

記

1 依頼事項

帽子取第 2 事業所を利用する工事業者へ通行マナーを守るように注意喚起

2 内 容

町道倉坂西峰線から帽子取第 2 事業所前の町道を通行するダンプカーの通行マナーが悪い(速度超過、センターライン越え)ので事業関係者へ注意を促すようお願いします。

問合せ先

建設支援課 建設発生土支援室 井上

電話 0858-26-6089

帽子取第2事業所建設発生土運搬経路図



人家連担のため通行不可

果樹園等のため通行不可

人家連担のため通行不可

(公財)鳥取県建設技術センター

- 運搬車両通行指定ルート
- 運搬車両通行不可
- 苦情があった地域